

## 林業事業体木材生産力向上支援事業実施要領

令和 4 年 8 月 17 日  
4 林 第 3 9 3 号  
最終改正 令和 7 年 8 月 1 日  
7 林 第 4 1 8 号

### (趣旨)

**第 1** 知事は、府内の人工林の大半が伐採期を迎える中、これらの人工林資源を有効に活用し、木材生産量を増加させ、森林資源の循環利用を進めていく必要があり、それを担う林業事業体の育成・強化を図るため、府内の林業事業体に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和 35 年京都府規則第 23 号。以下「規則」という。）によるほか、この要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (事業の内容等)

**第 2** 本事業の事業種目、事業内容、補助額の算出方法、事業実施主体及び採択基準は別表 1 のとおりとする。

### (事業計画)

**第 3** 事業実施主体は、別記第 1 号様式により計画期間を 5 年間とする事業計画の承認申請書を作成し、知事が別に定める期日までに提出し、承認を受けなければならない。  
**2** 事業実施主体は、前項の規定により知事の承認を受けた事業計画書について、変更を行おうとする場合は、別記第 1 号様式により変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

### (補助金の交付申請)

**第 4** 補助金の交付の申請は、別記第 2 号様式によるものとし、事業実施主体は知事が別に定める期日までに、別表 2 に規定する資料を添えて知事に提出しなければならない。  
**2** 事業実施主体は、前項に規定する交付申請に関する事業の内容について、次のいずれかに該当する変更を行おうとする場合は、前項に準じて別記第 2 号様式により変更交付申請書を知事に提出しなければならない。  
(1) 補助金額の増額又は 3 割を超える減額  
(2) 施業予定箇所の変更

### (植栽及び保育)

**第 5** 事業実施主体は、別表 1 の事業種目の欄の (1) の事業を行おうとする場合は、別記第 3 号様式により植栽及び保育計画承認申請書を作成し、第 4 の 1 に規定する交付申請書とともに知事に提出し、当該計画の承認を受けなければならない。  
**2** 前項の承認を受けた事業実施主体は、第 4 の 2 の (2) の変更を行おうとする場合は、別記第 3 号様式により変更承認申請書を作成し、前項に準じて承認を受けなければならない。

ない。

- 3 事業実施主体は、前各項の規定により承認を受けた植栽及び保育計画書について、変更を行おうとする場合は、別記第3号様式により変更承認申請書を作成して知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 事業実施主体は、前各項の規定により承認を受けた植栽及び保育計画書のとおり植栽及び保育を実施しなければならない。

#### (交付の決定)

- 第6 知事は、第4の1の規定による交付申請書又は第4の2の規定による変更交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の割当を行い、必要に応じ条件を付して交付の決定を行い、事業実施主体にその旨を通知するものとする。また、補助金を交付すべきものと認められなかったときは、不交付の決定を行い、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

#### (事業の着手)

- 第7 事業の着手は補助金の交付決定日以降とする。
- 2 第4の1の規定による交付申請書を提出後、補助金の交付決定前に事業の着手を行おうとする場合は、あらかじめ別記第4号様式により早期着手届を知事に提出しなければならない。

#### (実績報告)

- 第8 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、その日から14日を経過した日又は交付金の交付決定に係る年度の3月20日のいずれか早い日までに、別記第5号様式により実績報告書を知事に提出しなければならない。

#### (植栽等の報告)

- 第9 事業実施主体は、第5に規定する植栽及び保育計画書に記載した植栽及び鳥獣害防止施設の設置が完了したときは、速やかに、別記第6号様式により知事に報告するものとする。
- 2 知事は、必要に応じて植栽及び保育の実施状況について、事業実施主体に報告を求めることとし、計画書のとおり実施されていない場合には是正の指示を行えるものとする。

#### (補助金の額の確定)

- 第10 知事は、第8に規定する実績報告書の提出があった場合には、速やかにしゅん工検査を行うものとし、別に定めるしゅん工検査調書及び補助調書を作成するものとする。
- 2 知事は、前項のしゅん工検査の結果、事業が適正に完了していると認めるときは、前項の調書に基づき、補助金の額の確定を行い、事業実施主体に通知するとともに遅滞なく補助金を交付するものとする。

#### (事業計画の達成状況報告)

- 第 11** 事業実施主体は、事業計画開始年度から起算して4年目の5月31日までに、別記第7号様式により3年目終了時点の計画の達成状況を知事に報告しなければならない。
- 2** 事業実施主体は、事業計画期間が終了した年度の翌年度の5月31日までに、別記第7号様式により計画の達成状況を知事に報告しなければならない。
- 3** 前項の達成状況において、事業終了年度における木材生産性の目標が達成されていない場合、知事は事業実施主体に改善措置の指示を行えるものとする。

**(転用の禁止)**

- 第 12** 施業の完了した年度の翌年度の4月1日から起算して10年間は、施業地を転用してはならない。

**(補助金の返還)**

- 第 13** 知事は、事業実施主体が第9の2又は第11の3の指示に従わない場合の他、本事業の実施に当たり、第12の規定若しくは別表1に定める採択基準を満たさないことが判明した場合又は虚偽の報告を行った場合は、原則として補助金額の全額を返還させるものとする。

**(その他)**

- 第 14** 本事業の実施に関し必要な事項は、この要領に定めるほか、知事が別に定めるものとする。

**附 則**

この要領は、令和4年8月17日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和4年11月9日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和5年5月17日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和6年4月12日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和7年8月1日から施行する。ただし、改正前のこの要領に基づき申請された事業については、なお従前の例による。

別表 1

事業種目	事業内容	補助額の算出方法	事業実施主体	採択基準
(1)主伐(皆伐に限る)	主伐(皆伐)における伐倒、造材、集材及び搬出(山土場から京都府内に所在する原木市場等まで)	定額補助単価(知事が別に定める標準単価の10分の3の額とする。ただし、花粉症対策苗木による再造林を実施する場合は10分の3.5の額とする。)に搬出材積を乗じた額以内とする(小数点以下切捨て)。ただし、1ヘクタール当たりの搬出材積の補助対象は、600m <sup>3</sup> を上限とする。	府内に事業所を置き、次のいずれかに該当する者 (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第11条第5項(同法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による森林経営計画の認定を受けた者 (2) 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条により「林業事業体経営合理化計画」を作成し、知事の認定を受けた者 (3) 森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項の規定により知事が公表した民間事業者	次のすべての要件を満たすこと。 (1) 事業計画終了年度における木材生産性が事業計画開始前年度と比べて1.3倍以上に増加する見込みがあること又は森林所有者と委託契約を締結する等、長期間(10年以上)森林経営を行うスギ、ヒノキの人工林で実施すること。 (2) 伐採が完了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に施業面積の全部において植栽及び鳥獣害防止施設設置が確実に実施されること。 (3) 施業面積が0.5ヘクタール以上であること。ただし、やむを得ない事情により複数の施業箇所となる場合は1施業箇所当たり0.1ヘクタール以上かつ合計面積が0.5ヘクタール以上であること。 (4) 過去5年(補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める協定を締結した場合は10年)以内に国又は府の補助事業による間伐等の森林整備を実施していない森林で実施すること。 (5) 植栽に使用する樹種及び植栽本数は、施業箇所の市町村森林整備計画及び保安林の指定施業要件に適合するものであること。 (6) 伐倒、造材及び集材を対象とした他の補助金を受ける場合、本事業における補助対象経

				<p>費は搬出のみとすること。また、その場合、搬出を対象とした他のいかなる補助金も受けておらず、また今後一切受けないこと。</p>
(2)間伐	<p>間伐における搬出（山土場から京都府内に所在する原木市場等まで）</p>	<p>定額補助単価（知事が別に定める標準単価の10分の3の額とする。）に搬出材積を乗じた額以内とする。ただし、1ヘクタール当たりの搬出材積の補助対象は、80m<sup>3</sup>を上限とする。</p>		<p>次のすべての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 森林所有者と委託契約を締結する等、長期間（10年以上）森林経営を行うスギ、ヒノキ等の人工林で実施すること。</p> <p>(2) 人工林の対象齢級等は、12齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りではない。）又は森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢に2を乗じた林齢以下とする。</p> <p>(3) 本数率で20パーセント以上の不良木を伐採すること。</p> <p>(4) 施業面積が0.1ヘクタール以上であること。</p> <p>(5) 過去5年以内に国又は府の補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の森林整備を実施していない森林で実施すること。</p> <p>(6) 搬出を対象とした他のいかなる補助金も受けておらず、また今後一切受けないこと。</p>

別表 2

資料名	様式・内容等
施業箇所位置図	縮尺 5 万分の 1 の地形図又は管内図等に施業（予定）箇所の位置を記したもの
施業図	縮尺 5 千分の 1 の森林計画図等に施業（予定）箇所を示した図面
その他	<p>ア 事業実施主体としての要件を満たしていることが確認できる書類（森林経営計画、長期施業受委託契約等）</p> <p>イ 事業実施主体が森林所有者でない場合に、当該事業を実施する権限を有していることが確認できる書類（受委託契約書、分収林契約書等の写し）</p> <p>ウ 事業実施主体が事業実施主体以外の者に作業を実施させる場合に、当該委任等の関係が確認できる書類（委託又は請負契約書の写し）</p> <p>エ 森林法に基づく届出等の書類（伐採及び伐採後の造林届（又は適合通知）又は保安林における伐採許可証の写し等）</p> <p>オ 搬出材積の根拠となる書類</p> <p>カ 誓約書</p> <p>キ その他知事が必要と認める書類</p>

注)

- 1 施業（予定）箇所の位置、区域、面積（及び施業状況）がわかるオルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。）等を提出する場合は、施業箇所位置図及び施業図を省略できる。
- 2 交付申請時に添付することができない資料については、その理由を記載した文書を交付申請書に添付すること。ただし、その他の欄のオに係る書類については、必ず添付すること。
- 3 上記により交付申請時に添付できない資料については、実績報告書と併せて提出すること。

京都府知事 様

申請者 住所  
氏名

林業事業体木材生産力向上支援事業計画（変更）承認申請書

林業事業体木材生産力向上支援事業実施要領（令和4年8月17日付け4林第393号）第3の規定により承認を受けたいので、別紙のとおり（変更）事業計画の承認を申請します。

（変更の場合は以下を記載する。）

記

1 変更の理由

2 変更の概要

（添付資料）

\* 第1号様式 別紙 （変更）林業事業体木材生産力向上支援事業計画書

(第1号様式 別紙)

(変更) 林業事業体木材生産力向上支援事業計画書

1 事業計画の期間

事業計画開始年度	事業計画終了年度	備考
年度	年度	

※事業計画の期間は、事業計画開始日の属する年度から起算して5年目の3月末日までとする。

2 木材生産性<sup>\*</sup>の目標

現状値 (事業計画開始前年度の実績)	3年目の 目標値	事業計画終了年度の 目標値	備考
m <sup>3</sup> /人日	m <sup>3</sup> /人日	m <sup>3</sup> /人日	

※木材生産性 (m<sup>3</sup>/人日)

＝該当年度の木材生産量 (m<sup>3</sup>) ÷ 同木材生産に要した人工数 (人日)

(事業実施主体における年間の木材生産量及び人工数 (作業員の延べ稼働日数) )

3 目標達成のための対策

--

京都府知事 様

申請者 住所  
氏名

林業事業体木材生産力向上支援事業補助金（変更）交付申請書

別紙のとおり事業を（変更して）実施したいので、林業事業体木材生産力向上支援事業実施要領（令和4年8月17日付け4林第393号）第4の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 円

（変更の場合は以下を記載する。）

2 変更の理由

3 変更の概要

（添付資料）

- \*第2号様式 別紙1 （変更）林業事業体木材生産力向上支援事業施業計画書
- \*第2号様式 別紙2 誓約書
- \*第2号様式 別紙3 添付できない資料に関する理由書  
（添付できない資料がある場合）

(第2号様式 別紙1)

(変更) 林業事業体木材生産力向上支援事業施業計画書

番号	施業箇所	事業種目	施業面積 (ha)	搬出材積 (m <sup>3</sup> )	搬出の方法	主伐	間伐		施業期間	備考
						花粉症対策苗木の該当有無	林齢	伐採率		
									年 月 日 ～ 年 月 日	
									年 月 日 ～ 年 月 日	
									年 月 日 ～ 年 月 日	
									年 月 日 ～ 年 月 日	
小計		主伐								
		間伐								
合計										

- 注)
- 1 搬出の方法欄には、車両系又は架線系の別を記載すること。
  - 2 主伐後の植栽を行わない箇所は施業面積に計上しないこと。
  - 3 事業種目を主伐とする行の備考欄には、本事業による補助を受けようとする事業内容として、「伐倒～搬出」又は「搬出のみ」の別を記載すること。

(第2号様式 別紙2)

年 月 日

京都府知事 様

申請者 住所  
氏名

誓 約 書

林業事業体木材生産力向上支援事業補助金の交付申請に当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 主伐を実施するに当たり、本事業により補助を受けようとする事業内容について、他のいかなる補助金も受けておらず、また今後一切受けないこと。
- 2 間伐を実施するに当たり、本事業により補助を受けようとする事業内容について、他のいかなる補助金も受けておらず、また今後一切受けないこと。

(第2号様式 別紙3)

添付できない資料に関する理由書

添付できない資料	添付できない理由

第3号様式（第5関係）

年 月 日

京都府知事

様

申請者 住所  
氏名

林業事業体木材生産力向上支援事業植栽及び保育計画（変更）承認申請書

林業事業体木材生産力向上支援事業実施要領（令和4年8月17日付け4林第393号）第5の規定により承認を受けたいので、別紙のとおり（変更）植栽及び保育計画の承認を申請します。

（添付資料）

\*第3号様式 別紙 林業事業体木材生産力向上支援事業植栽及び保育計画書

(第3号様式 別紙)

林業事業体木材生産力向上支援事業植栽及び保育計画書

施業計画書における番号				
植栽（人工造林）				
樹種	形態	植栽本数 (本/ha)	地拵えの方法	実施時期
鳥獣害防止施設設置				
防護柵／食害防止チューブ (ネット) の別	規格		実施時期	
下刈り				
実施時期 (1回目)	実施時期 (2回目)	実施時期 (3回目)	実施時期 (4回目)	実施時期 (5回目)

注)

- 1 施業計画書の番号毎に作成すること。
- 2 伐採を行った箇所全域を対象とすること。
- 3 「形態」欄には、裸苗、コンテナ苗又はその他の別を記載する。
- 4 「地拵えの方法」欄には、刈払い機又は機械地拵えのいずれかを記載する。

京都府知事 様

申請者 住所  
氏名

林業事業体木材生産力向上支援事業早期着手届

下記の事業について、別記条件を承諾の上、早期に着手したいので、林業事業体木材生産力向上支援事業実施要領（令和4年8月17日付け4林第393号）第7の規定により届け出ます。

記

- 1 事業実施主体
- 2 施業予定箇所
- 3 着工予定年月日
- 4 完了予定年月日
- 5 早期の着手が必要な理由

別記条件

- 1 本事業については、着手から補助金交付指令を受けるまでの間において、第3の2に該当する事業計画の変更及び第4の2に該当する交付申請内容の変更を行わないこと。
- 2 補助金交付指令を受けるまでの間において、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 3 補助金交付指令を受けた補助金が、交付申請額に達しない場合においても異議がないこと。

第5号様式（第8関係）

年 月 日

京都府知事 様

申請者 住所  
氏名

林業事業体木材生産力向上支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助事業について、別紙のとおり事業を実施したので、林業事業体木材生産力向上支援事業実施要領（令和4年8月17日付け4林第393号）第8の規定により、その実績を報告します。

（添付資料）

\*第5号様式 別紙 林業事業体木材生産力向上支援事業施業実績書

(第5号様式 別紙)

林業事業体木材生産力向上支援事業施業実績書

施業計画書における番号	施業箇所	事業種目	施業面積 (ha)	搬出材積 (m <sup>3</sup> )	所要人工数 (人日)	搬出の方法	主伐	間伐		施業期間
							花粉症対策苗木の該当有無	林齢	伐採率	
										年 月 日 ～ 年 月 日
										年 月 日 ～ 年 月 日
										年 月 日 ～ 年 月 日
小計		主伐								年 月 日 ～ 年 月 日
		間伐								年 月 日 ～ 年 月 日
合計										

- 注)
- 1 施業面積は実測値とし、縮尺5千分の1の森林計画図等に施業箇所を示した図面及び縮尺5千分の1の測量図又は精度が高い図面を添付すること。

- 2 搬出の方法欄には、車両系又は架線系の別を記載すること。
- 3 搬出材積の証明として、納品伝票等の写しを添付すること。
- 4 事業実施前、事業完了後、搬出状況及び搬出方法の状況を撮影した現地写真を添付すること。なお、撮影の方法等については、「森林整備事業実施要領の運用について」（令和4年8月9日付け4林第387号）第7の規定に準じること。また、第7の2に規定の別表においては、「間伐」の場合の基準に準じること。
- 5 納品伝票が無い場合、山土場及び運搬先における各搬出車両並びに運搬先での検寸状況を撮影した写真を添付すること。

京都府知事

様

申請者 住所  
氏名

林業事業体木材生産力向上支援事業補助金植栽等報告書

年 月 日付け 第 号により承認を受けた林業事業体木材生産力向上支援事業植栽及び保育計画書のうち番号 について、林業事業体木材生産力向上支援事業実施要領（令和4年8月17日付け4林第393号）第9の規定により、下記のとおり報告します。

記

施業計画書における番号				
植栽（人工造林）				
樹種	形態	植栽本数 （本/ha）	地拵えの方法	実施時期
鳥獣害防止施設設置				
防護柵／食害防止チューブ （ネット）の別	規格		実施時期	

注)

- 1 苗木、使用資材等の購入伝票及び植栽前後の写真を添付すること。
- 2 花粉症対策苗木を植栽する場合は、林業種苗法（昭和45年法律第89号）第18条の規定により苗木に添付された生産事業者表示票又は配布事業者表示票（スギ及びヒノキについては、

花粉症対策苗木であることを示す種穂の採取場所や品種名が記載されているものに限る。)の  
写しを添付すること。

- 3 1及び2の資料の添付は、植栽等について府の補助金の交付を申請している場合には、省略  
することができる。

第7号様式（第11関係）

年 月 日

京都府知事 様

申請者 住所  
氏名

林業事業体木材生産力向上支援事業計画の（中間）達成状況報告

年 月 日付け 第 号により承認を受けた林業事業体木材生産力向上支援事業計画について、林業事業体木材生産力向上支援事業実施要領（令和4年8月17日付け4林第393号）第11の規定により、別紙のとおり達成状況を報告します。

（添付資料）

\*第7号様式 別紙 林業事業体木材生産力向上支援事業計画（中間）達成状況報告書

(第7号様式 別紙)

林業事業体木材生産力向上支援事業計画（中間）達成状況報告書

1 事業計画終了日 ※3年目の場合は記載不要

2 木材生産性<sup>※</sup>の実績

現状値 (事業計画開始前年度の実績)	(3年目の) 事業計画終了年度の 実績	備考
m <sup>3</sup> /人日	m <sup>3</sup> /人	
	(木材生産量 m <sup>3</sup> )	
	(要した人工数 人)	

※木材生産性 (m<sup>3</sup>/人日)

＝該当年度の木材生産量 (m<sup>3</sup>) ÷ 同木材生産に要した人工数 (人日)

(事業実施主体における年間の木材生産量及び人工数 (作業員の延べ稼働日数) )

3 木材生産性を向上させるために実施した対策 (及び今後の取組)

(目標を達成していない場合は、改善に向けた取組)

--